

参考条文 (関連するものだけ)

「建物の所有等に関する法律」

(建物の区分所有)

第1条 一棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住戸、店舗、事務所又は倉庫のその他建物としての用途に供することができるものがあるときは、その各部分は、この法律の定めるところにより、それぞれ所有権の目的とすることができる。

(定義)

第2条 この法律において「区分所有権」とは、前条に規定する建物の部分（第4条第2項の規定により共用部分とされたものを除く。）を目的とする所有権をいう。

2 この法律において「区分所有者」とは、区分所有権を有する者をいう。

3 この法律において「専有部分」とは、区分所有権の目的たる建物の部分をいう。

4 この法律において「共用部分」とは、専有部分以外の建物部分、専有部分に属しない建物の附属物及び第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物をいう。

5 項以下省略

(区分所有者の団体)

第3条 区分所有者は、全員で、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。一部の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らかな共用部分（以下「一部共用部分」という。）をそれらの区分所有者が管理するときも、同様とする。

第4条以下省略

(区分所有者の権利義務等)

第6条 区分所有者は、建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならない。

2 項以下省略

(先取特権)

第7条 区分所有者は、共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設につき他の区分所有者に対して有する債権又は規約若しくは集会の決議に基づき他の区分所有者に対して有する債権について、債務者の区分所有権（共用部分に関する権利及び敷地利用権を含む）及び建物に備え付けた動産の上に先取特権を有する。管理者または管理組合法人がその職務又は業務を行うにつき区分所有者に対して有する債権についても、同様とする。

2 項以下省略

(特定承継人の責任)

第 8 条 前条第 1 項に規定する債権は、債務者たる区分所有者の特定承継人に対しても行うことができる。

第 9 条以下省略

(共用部分の共有関係)

第 11 条 共用部分は、区分所有者全員の共有に属する。ただし、一部共用部分は、これを共用すべき区分所有者の共有に属する。

2 項以下省略

第 12 条以下省略

(共用部分の負担及び利益収取)

第 19 条 各共有者は、規約に別段の定めがない限りその持ち分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生ずる利益を収取する。

第 20 条以下省略

(規約事項)

第 30 条 建物又はその敷地若しくは附属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項は、この法律に定めるもののほか、規約で定めることができる。

2 項以下省略

第 31 条以下省略

(管理組合法人の成立等)

第 47 条 第 3 条に規定する団体は、区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数による集会の決議で法人となる旨並びにその名称及び事務所を定め、かつ、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。

2 項以下省略

第 48 条以下省略

(区分所有権の競売の請求)

第 59 条 第 57 条第 1 項に規定する場合において、第 6 条第 1 項に規定する行為による区分所有者の共同生活上の障害が著しく、他の方法によつてはその障害を除去して共用部分の利用の確保その他の区分所有者の共同生活の維持を図ることが困難であるときは、他の区分所有者の全員または管理組合法人は、集会の決議に基づき、訴えをもつて、当該行為に係る区分所有者の区分所有権及び敷地利用権の競売を請求することができる。

2 項以下省略

第 60 条以下省略

「民法」(一部のみ)

(催告による時効の完成猶予)

第 150 条 催告があったときは、その時から 6 箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

(承認による時効の更新)

第 152 条 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。

2 項以下省略

(判決で確定した権利の消滅時効)

第 169 条 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10 年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10 年とする。

2 項以下省略

(債権等の消滅時効)

第 166 条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき
- 二 権利を行使できる時から 10 年間行使しなかったとき

2 項以下省略

以上